

条 例

議会の議決を経た「千曲市下水道条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和8年7月3日

千曲市長

千曲市条例第25号

千曲市下水道条例の一部を改正する条例

千曲市下水道条例（平成15年千曲市条例第198号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第3項第5号中「財団法人長野県下水道公社」を「公益財団法人長野県上下水道公社（以下「公社」という。）」に改める。

第9条の4第1項中「財団法人長野県下水道公社」を「公社」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 公益財団法人長野県下水道公社から交付された下水道排水設備工事責任技術者証は、当分の間、公社から交付されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に改正前の千曲市下水道条例（以下「旧条例」という。）第9条の3第1項の規定による指定工事店の指定又は旧条例第9条の4の規定による責任技術者の登録を受けている者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、それぞれ改正後の千曲市下水道条例（以下「新条例」という。）第9条の3第1項の規定による指定工事店の指定を受けた者又は新条例第9条の4の規定による責任技術者の登録を受けている者とみなす。この場合において、指定工事店の指定を受けたとみなされる者に係る新条例第9条第2項の規定による指定の有効期間は、施行日におけるその者に係る旧条例第9条第2項の規定による指定の有効期間の残存期間と同一期間とする。